

令和5年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

4 紀総務発第330001号
令和5年2月24日

紀の川市議会議長 榎 本 喜 之 様

紀の川市長 岸 本 健

議案の送付について

令和5年第1回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第2号 紀の川市個人情報保護法施行条例の制定について

議案第3号 紀の川市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

議案第4号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第5号 紀の川市集会所設置及び管理条例の一部改正について

議案第6号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第7号 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第8号 紀の川市消防団条例の一部改正について

議案第9号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第10号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

議案第11号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

議案第12号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

議案第13号 紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について

議案第14号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

議案第15号 令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について

議案第16号 令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について

議案第17号 令和4年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について

議案第18号 令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第19号 令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について

議案第21号 令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第22号 令和5年度紀の川市一般会計予算について

議案第23号 令和5年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第24号 令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第25号 令和5年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

議案第26号 令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第27号 令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第28号 令和5年度紀の川市財産区特別会計予算について

議案第29号 令和5年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第30号 令和5年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第31号 令和5年度紀の川市下水道事業会計予算について

議案第32号 紀の川市道路線の廃止について

議案第33号 紀の川市道路線の認定について

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月889番地

氏 名 福岡 資郎

昭和32年1月31日生

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和5年6月30日任期満了となることに伴い、福岡資郎君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第 2 号

紀の川市個人情報保護法施行条例の制定について

紀の川市個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 24 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため。

紀の川市個人情報保護法施行条例

令和　年　月　日
条例第　号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けた者は、紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）に定める費用を負担しなければならない。

(法第129条に基づく審議会等への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、紀の川市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和　年紀の川市条例第　号）第1条に規定する紀の川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年1回、各実施機関における保有個人情報の開示についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(紀の川市個人情報の保護に関する条例の廃止)

第2条 紀の川市個人情報の保護に関する条例（平成27年紀の川市条例第32号）は、廃止する。

(紀の川市個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の紀の川市個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第10条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条第1項若しくは第2項（旧条例第20条第3項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）、第20条第1項又は第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第34条第1項の規定により置かれた紀の川市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第34条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下

の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違法行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(紀の川市債権管理条例の一部改正)

第5条 紀の川市債権管理条例（令和2年紀の川市条例第30号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

(情報の共有)		改 前	正 後
第8条 略	(情報の共有)		
2 市長は、非強制徴収債権について、第14条から第16条までに規定する措置を行おうとするときは、その措置に係る債務者の当該非強制徴収債権以外の市の債権に係る前項各号の情報を同一の実施機関（紀の川市個人情報の保護に関する条例（平成27年紀の川市条例第32号）第2条第1号）に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができます。	3・4 略	2 市長は、非強制徴収債権について、第14条から第16条までに規定する措置を行おうとするときは、その措置に係る債務者の当該非強制徴収債権以外の市の債権に係る前項各号の情報を同一の実施機関（紀の川市個人情報保護法施行条例（令和年紀の川市条例第 号）第2条第2項）に規定する実施機関をいう。以下同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができます。	

議案第3号

紀の川市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

紀の川市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市情報公開審査会及び紀の川市個人情報保護審査会を統合し、新たに紀の川市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため。

紀の川市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

令和　年　月　日
条例第　号

(設置)

第1条 紀の川市情報公開条例（平成17年紀の川市条例第9号。以下「情報公開条例」）に基づく情報公開制度及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）等に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、紀の川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 紀の川市個人情報保護法施行条例（令和　年紀の川市条例第　号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (3) 保有個人情報 法第60条第1項及び紀の川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和　年紀の川市条例第　号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第16条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 市議会個人情報保護条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (4) 紀の川市個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (5) 市議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (6) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る重要な事項に関する諮問に応じて調査審議すること。

(組織)

第4条 審査会は、5人以内で組織する。

(委員)

第5条 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対しては情報公開条例第10条の決定（以下「公文書開示決定等」という。）に係る公文書又は法第82条の決定（以下「保有個人情報開示決定等」という。）、法第93条の決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは法第101条の決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を、議会に対しては公文書開示決定等に係る公文書又は市議会個人情報保護条例第24条の決定（以下「議会保有個人情報開示決定等」という。）、市議会個人情報保護条例第34条の決定（以下「議会訂正決定等」という。）若しくは市議会個人情報保護条例第41条の決定（以下「議会利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書及び保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関及び議会は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対しては公文書開示決定等に係る公文書又は保有個人情報開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を、議会に対しては公文書開示決定等に係る公文書又は議会保有個人情報開示決定等、議会訂正決定等若しくは議会利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、関係実施機関及び議会の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求ることその他必要な調査ができる。

(意見の陳述等)

第7条 審査会は、審査請求人、参加人、情報公開条例第16条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関又は議会、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関又は市議会個人情報保護条例第45条の規

定により審査会に諮問をした議長（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(紀の川市情報公開条例の一部改正)
- 2 紀の川市情報公開条例（平成17年紀の川市条例第9号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。
(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会、公営企業管理者及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会並びに財産区をいう。
(2) • (3) 略	(2) • (3) 略
(公文書の開示を請求できるもの)	(公文書の開示を請求できる者)
第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第5号に掲げる者にあっては、その者の利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。	第5条 次に掲げる者は、実施機関に対し、公文書の開示(第5号に掲げる者にあっては、その者の利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。
(1) ~ (4) 略	(1) ~ (4) 略
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	(5) 前各号に掲げる者(ほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者)
(公文書の開示義務)	(公文書の開示義務)
第6条 実施機関は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示を請求したもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。	第6条 実施機関は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示を請求したもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。
(1) ~ (5) 略	(1) ~ (5) 略

改 正 前	改 正 後
(新設)	<p>(6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</p> <p>(6) 略</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分については、当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 本条を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 略</p> <p>(費用の負担)</p>
	<p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第12条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分については、当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 略</p> <p>(費用の負担)</p>
	<p>第14条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る費用は、紀</p> <p>第14条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る費用は、紀</p>

	改	正	前	改	正	後
の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号。以下 <u>本条</u> において「手数料条例」という。）の規定にかかる <u>手数料無料</u> とする。	2 略 (紀の川市情報公開審査会への諮問等)	の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号。以下 <u>二の川市手数料条例</u> において「手数料条例」という。）の規定にかかる <u>手数料無料</u> とする。	2 略 (紀の川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)	第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、 <u>紀の川市情報公開審査会</u> に規定する紀の川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。	第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、 <u>紀の川市情報公開・個人情報保護審査会設置条例</u> （令和 年紀の川市条例第 号）に規定する紀の川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。	（1）～（3） 略
第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、 <u>紀の川市情報公開審査会</u> に諮問しなければならない。	2 略 (諮問をした旨の通知)	第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	2 略 (諮問をした旨の通知)	第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	（1）～（3） 略 (紀の川市情報公開審査会)	（1）～（3） 略 (紀の川市情報公開審査会) 第19条 第16条に規定する諮問に応じて審査するため <u>紀の川市情報公開審査会</u> （以下「審査会」という。）を置く。

	改	正	前	改	正	後
2	審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開制度の運営に係る重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。					
3	審査会は、5人以内で組織する。					
4	審査会の委員は、学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。					
5	委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。					
6	審査会は、審査のため必要があると認めるとときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他の関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。					
7	委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。					
	(審査会の調査権限)					
第20条	審査会は、必要があると認めるとときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることがある。この場合には、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。					
2	諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。					
3	審査会は、必要があると認めるとときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定す					

	改 正 前	改 正 後
る方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。		
4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に關し、審査請求人、参加人又は審査請求人等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述等)		
第21条 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えること無く、審査会が、その必要がないと認めるとときは、この限りでない。	2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。 (意見書等の提出)	第22条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (委員による調査手続)
		第23条 審査会は、必要があると認めるとときは、その指名する委員に、第20条第1項の規定により提示された公文書を閲覧さ

改 正 前	改 正	後
<p>せ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聽かせることができる。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第24条 審査会は、第20条第3項若しくは第4項又は第22条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものとの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>		

	改 正 前	改 正 後
<u>4 番</u> <u>審査会は、第2項の規定による閲覧にについて、日時及び場所を指定することができる。</u> <u>(調査審議手続の非公開)</u>		
<u>第25条</u> <u>審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u> <u>(答申書の送付等)</u>		
<u>第26条</u> <u>審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公示するものとする。</u> <u>(規則への委任)</u>		
<u>第27条</u> <u>第19条から前条までに定めるもの(ほか、審査会に開示が必要な事項は、規則で定める。</u> <u>(公文書の任意開示)</u>		
<u>第28条</u> <u>略</u> <u>(他の制度との調整)</u>	<u>第19条</u> <u>略</u> <u>(他の制度との調整)</u>	
<u>第29条</u> <u>略</u> <u>(公文書の検索資料の作成)</u>	<u>第20条</u> <u>略</u> <u>(公文書の検索資料の作成)</u>	
<u>第30条</u> <u>略</u> <u>(情報の提供)</u>	<u>第21条</u> <u>略</u> <u>(情報の提供)</u>	
<u>第31条</u> <u>略</u> <u>(出資法人等の情報公開)</u>	<u>第22条</u> <u>略</u> <u>(出資法人等の情報公開)</u>	
<u>第32条</u> <u>略</u>	<u>第23条</u> <u>略</u>	

改 (指定管理者の情報公開)	正 (実施状況の公表)	前	改 (指定管理者の情報公開)	正 (実施状況の公表)	後
第3条 略			第24条 略 (実施状況の公表)		
第34条 略 (委任)			第25条 略 (委任)		
第35条 略			第26条 略		
			附 則		
			1～4 略		
			5 施行日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第16条第5項 の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。		

(紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
)

3 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

別表（第1条關係）		改 前			改 正 後		
		区分	報酬の額	区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略	人権問題処理委員会委員	略	人権問題処理委員会委員	略
人権問題処理委員会委員	略	日額 7,000	日額 7,000	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,000	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,000
情報公開審査会委員	略	日額 7,000	日額 7,000	個人情報保護審査会委員	略	個人情報保護審査会委員	略
個人情報保護審査会委員	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

議案第4号

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

機構改革に伴い関係条例の一部を改正するため。

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀)の川市監査委員条例の一部改正)

第1条 紀の川市監査委員条例(平成17年紀の川市条例第25号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	
(事務局の設置) <u>第4条 監査委員に事務局を置く。</u>		(事務局の設置) <u>第4条 監査委員の事務を処理する事務局として、総合行政委員会事務局を置く。</u>	

(紀)の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正)

第2条 紀の川市河北河南水道事業給水条例(平成17年紀の川市条例第193号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	
(消防栓の使用) 第27条 略 2 略 3 消火栓を消防演習に使用するときは、上下水道部 <u>水道総務課</u> 及び <u>水道工務課</u> 職員の立会いを要する。		(消防栓の使用) 第27条 略 2 略 3 消火栓を消防演習に使用するときは、上下水道部 <u>上下水道経営課</u> 及び <u>水道工務課</u> 職員の立会いを要する。	

(紀)の川市食育推進会議条例の一部改正)

第3条 紀の川市食育推進会議条例（平成19年紀の川市条例第39号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

(庶務)	改	正	前	改	正	後
第8条 推進会議の庶務は、農林商工部 <u>農林振興課</u> において処理する。				(庶務)	第8条 推進会議の庶務は、農林商工部 <u>食育推進担当課</u> において処理する。	
(紀の川市空家等対策協議会条例の一部改正)						
第4条 紀の川市空家等対策協議会条例（平成29年紀の川市条例第1号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。						
(庶務)	改	正	前	改	正	後
第8条 協議会の庶務は、 <u>都市計画課</u> において処理する。				(庶務)	第8条 協議会の庶務は、 <u>住宅政策課</u> において処理する。	

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第5号

紀の川市集会所設置及び管理条例の一部改正について

紀の川市集会所設置及び管理条例（平成17年紀の川市条例第115号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地域の振興を図り、地域の自主性を尊重し自治区に移管するため。

紀の川市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市集会所設置及び管理条例（平成17年紀の川市条例第115号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	(名称及び位置)	(名称及び位置)
			第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。
上駒削集会所	紀の川市上駒削229番地5		上駒削集会所	紀の川市上駒削229番地5
下駒削集会所	紀の川市下駒削457番地		下駒削集会所	紀の川市下駒削457番地
第5集会所	略		第5集会所	略
長山団地自冶会館	紀の川市貴志川町長山277番地239		長山団地自冶会館	紀の川市貴志川町長山277番地239
(利用者の義務)			(利用者の義務)	
第7条 略			第7条 略	第7条 略
2 略			2 略	2 略
3 利用者は、その責めに帰すべき事由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。			3 利用者は、その責めに帰すべき事由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。	3 利用者は、その責めに帰すべき事由により施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

機構改革及び手当の見直しに伴い所要の改正を行うため。

紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(勤務1時間当たりの給与額)			(勤務1時間当たりの給与額)		
第7条 前条、第21条及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから国民の祝日、年末年始の休暇を減じたもので除して得た額とする。			第7条 前条、第21条及び第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから国民の祝日、年末年始の休暇を減じたもので除して得た額とする。		
(手当)			(手当)		
第15条 略			第15条 略		
2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。			2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。		
(1) 略 (新設)			(1) 略 (2) 地域手当		
(2) • (3) (新設)			(3) • (4) 略 (5) 単身赴任手当		
(4) ~ (13) 第17条 削除			(6) ~ (15) 略 (地域手当)		
			第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎と		

改 正 前	改 正 後
	<p>し、当該地域における物価等を考慮して、一般職の職員の給与に 関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項に規定 する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合 計額に、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項に 規定する地域手当の級地の区分に応じた支給割合を乗じて得た額 とする。</p> <p>(新設) (单身赴任手当)</p> <p>第19条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴 い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得な い事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員 で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署 の移転の直後に在勤する公署に通勤することが勤務距離等を考慮 して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもの うち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当 を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤する ことが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難 であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 单身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるとこ により算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以 下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員に あつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距 離の区分に応じて規則で定める額を計算した額）とする。</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団</p>

改 正 前	改 正 後
	<p>体の公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められると認めたものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するものほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: right;">(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に職制に、給料の月額</p>

改 正 前	改 正 後
上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 (勤勉手当)	上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
第26条 略	第26条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額
(2) 略	(2) 略
3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額_____とする。	3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額_____とする。
4・5 略	4・5 略
(休職者の給与)	(休職者の給与)
第31条 略	第31条 略
2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる	2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる

改 正 前	改 正 後
事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当及び期末手当の100分の80を支給することができます。	事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができます。
3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、その者に給料、扶養手当 <u>、住居手当及び期末手当</u> の100分の80を支給することができます。	3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができます。
4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給料、扶養手当 <u>、及び住居手当</u> の100分の60以内を支給することができます。	4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給料、扶養手当、 <u>地域手当</u> 及び住居手当の100分の60以内を支給することができます。
5・6 略	5・6 略

別表第3 (第10条関係)

等級別基準職務表 給料表 (一)

職務の級	職務の内容
略	略
6級	略
7級	次長、部長、室長、審議監、技監及び理事の職務

別表第3 (第10条関係)
等級別基準職務表 給料表 (一)

職務の級	職務の内容
略	略
6級	略
7級	次長、部長、室長、審議監、技監及び理事の職務

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
令和 年 月 日 号
条例第

紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
附 則				附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (期末手当に関する特例)	2 第13条第1項及び第23条第1項の規定により準用する給与 条例第25条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合の改 正（当該会計年度任用職員が任用された年度内に施行されるもの に限る。）があつたときは、当分の間、当該改正による改正後の 割合は当該改正があつた日の属する年度においては適用せず、当 該年度においては、なお従前の例による。	

別表第1 (第3条関係)
給料表

(単位：円)			
職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額

(単位：円)			
職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額

		改	正	前	改	正	後
1	1 4 6,	1 0 0	1 9 5,	5 0 0	2 3 1,	5 0 0	
2	1 4 7,	2 0 0	1 9 7,	3 0 0	2 3 3,	1 0 0	
3	1 4 8,	4 0 0	1 9 9,	1 0 0	2 3 4,	6 0 0	
4	1 4 9,	5 0 0	2 0 0,	9 0 0	2 3 6,	2 0 0	
5	1 5 0,	6 0 0	2 0 2,	4 0 0	2 3 7,	6 0 0	
6	1 5 1,	7 0 0	2 0 4,	2 0 0	2 3 9,	3 0 0	
7	1 5 2,	8 0 0	2 0 6,	0 0 0	2 4 0,	8 0 0	
8	1 5 3,	9 0 0	2 0 7,	8 0 0	2 4 2,	4 0 0	
9	1 5 4,	9 0 0	2 0 9,	4 0 0	2 4 3,	5 0 0	
10	1 5 6,	3 0 0	2 1 1,	2 0 0	2 4 5,	0 0 0	
11	1 5 7,	6 0 0	2 1 3,	0 0 0	2 4 6,	6 0 0	
12	1 5 8,	9 0 0	2 1 4,	8 0 0	2 4 7,	9 0 0	
13	1 6 0,	1 0 0	2 1 6,	2 0 0	2 4 9,	4 0 0	
14	1 6 1,	6 0 0	2 1 8,	0 0 0	2 5 0,	8 0 0	
15	1 6 3,	1 0 0	2 1 9,	7 0 0	2 5 2,	1 0 0	
16	1 6 4,	7 0 0	2 2 1,	5 0 0	2 5 3,	5 0 0	
17	1 6 5,	9 0 0	2 2 3,	2 0 0	2 5 5,	0 0 0	
18	1 6 7,	4 0 0	2 2 4,	9 0 0	2 5 6,	5 0 0	
19	1 6 8,	9 0 0	2 2 6,	5 0 0	2 5 8,	2 0 0	
20	1 7 0,	4 0 0	2 2 8,	1 0 0	2 6 0,	0 0 0	
21	1 7 1,	7 0 0	2 2 9,	5 0 0	2 6 1,	6 0 0	
22	1 7 4,	4 0 0	2 3 1,	2 0 0	2 6 3,	3 0 0	
23	1 7 7,	0 0 0	2 3 2,	8 0 0	2 6 4,	4 0 0	
24	1 7 9,	6 0 0	2 3 4,	4 0 0	2 6 6,	5 0 0	
					2 4	1 8 2,	8 0 0
						2 3 6,	9 0 0
							2 6 7,
							6 0 0

		改	正	前	改	正	後
25	182, 200	235, 400	268, 400		25	185, 200	237, 900
26	183, 900	236, 900	270, 200		26	186, 900	239, 400
27	185, 500	238, 300	271, 900		27	188, 500	240, 700
28	187, 200	239, 500	273, 600		28	190, 200	241, 900
29	188, 700	240, 700	275, 300		29	191, 700	243, 100
30	190, 400	241, 900	277, 000		30	193, 400	244, 100
31	192, 200	242, 900	278, 800		31	195, 200	245, 100
32	193, 900	244, 100	280, 300		32	196, 900	246, 100
33	195, 500	245, 400	281, 800		33	198, 500	247, 200
34	196, 900	246, 400	283, 700		34	199, 900	248, 100
35	198, 400	247, 600	285, 500		35	201, 400	249, 000
36	199, 900	248, 900	略		36	202, 900	250, 000
37	201, 200	249, 800	略		37	204, 200	250, 900
38	202, 500	251, 100	略		38	205, 500	252, 200
39	203, 700	252, 300	略		39	206, 700	253, 400
40	205, 000	253, 600	略		40	208, 000	254, 700
41	206, 300	255, 000	略		41	209, 300	256, 000
42	207, 600	256, 400	略		42	210, 600	257, 400
43	208, 900	257, 600	略		43	211, 900	258, 600
44	210, 200	258, 800	略		44	213, 200	259, 800
45	211, 300	260, 000	略		45	214, 300	260, 900
46	212, 600	261, 200	略		46	215, 600	262, 100
47	213, 900	262, 500	略		47	216, 900	263, 400
48	215, 200	263, 600	略		48	218, 200	264, 500

		改	正	前	改	正	後				
4 9	2 1 6,	3 0 0	2 6 4,	7 0 0	略	4 9	2 1 9,	2 0 0	2 6 5,	6 0 0	略
5 0	2 1 7,	4 0 0	2 6 5,	8 0 0	略	5 0	2 2 0,	3 0 0	2 6 6,	6 0 0	略
5 1	2 1 8,	4 0 0	2 6 7,	1 0 0	略	5 1	2 2 1,	3 0 0	2 6 7,	8 0 0	略
5 2	2 1 9,	5 0 0	2 6 8,	4 0 0	略	5 2	2 2 2,	3 0 0	2 6 8,	9 0 0	略
5 3	2 2 0,	6 0 0	2 6 9,	4 0 0	略	5 3	2 2 3,	3 0 0	2 6 9,	9 0 0	略
5 4	2 2 1,	6 0 0	2 7 0,	5 0 0	略	5 4	2 2 4,	2 0 0	2 7 0,	9 0 0	略
5 5	2 2 2,	5 0 0	2 7 1,	8 0 0	略	5 5	2 2 5,	1 0 0	2 7 2,	0 0 0	略
5 6	2 2 3,	5 0 0	略	略		5 6	2 2 6,	0 0 0	略	略	
5 7	2 2 3,	8 0 0	略	略		5 7	2 2 6,	3 0 0	略	略	
5 8	2 2 4,	6 0 0	略	略		5 8	2 2 7,	1 0 0	略	略	
5 9	2 2 5,	4 0 0	略	略		5 9	2 2 7,	8 0 0	略	略	
6 0	2 2 6,	1 0 0	略	略		6 0	2 2 8,	5 0 0	略	略	
6 1	2 2 6,	8 0 0	略	略		6 1	2 2 9,	2 0 0	略	略	
6 2	2 2 7,	8 0 0	略	略		6 2	2 3 0,	0 0 0	略	略	
6 3	2 2 8,	6 0 0	略	略		6 3	2 3 0,	7 0 0	略	略	
6 4	2 2 9,	4 0 0	略	略		6 4	2 3 1,	3 0 0	略	略	
6 5	2 3 0,	1 0 0	略	略		6 5	2 3 1,	9 0 0	略	略	
6 6	2 3 0,	8 0 0	略	略		6 6	2 3 2,	5 0 0	略	略	
6 7	2 3 1,	7 0 0	略	略		6 7	2 3 3,	1 0 0	略	略	
6 8	2 3 2,	7 0 0	略	略		6 8	2 3 3,	8 0 0	略	略	
6 9	2 3 3,	4 0 0	略	略		6 9	2 3 4,	5 0 0	略	略	
7 0	2 3 4,	0 0 0	略	略		7 0	2 3 5,	1 0 0	略	略	
7 1	2 3 4,	5 0 0	略	略		7 1	2 3 5,	6 0 0	略	略	
7 2	2 3 5,	2 0 0	略	略		7 2	2 3 6,	3 0 0	略	略	

		改	正	前		改	正	後
		7 3 2 3 6, 0 0 0	略	略		7 3 2 3 7, 0 0 0	略	略
7 4	2 3 6, 6 0 0	略	略			7 4 2 3 7, 6 0 0	略	略
7 5	2 3 7, 2 0 0	略	略			7 5 2 3 8, 2 0 0	略	略
7 6	2 3 7, 7 0 0	略	略			7 6 2 3 8, 7 0 0	略	略
7 7	2 3 8, 4 0 0	略	略			7 7 2 3 9, 3 0 0	略	略
7 8	2 3 9, 1 0 0	略	略			7 8 2 4 0, 0 0 0	略	略
7 9	2 3 9, 8 0 0	略	略			7 9 2 4 0, 7 0 0	略	略
8 0	2 4 0, 3 0 0	略	略			8 0 2 4 1, 2 0 0	略	略
8 1	2 4 0, 8 0 0	略	略			8 1 2 4 1, 7 0 0	略	略
8 2	2 4 1, 5 0 0	略	略			8 2 2 4 2, 3 0 0	略	略
8 3	2 4 2, 2 0 0	略	略			8 3 2 4 2, 9 0 0	略	略
8 4	2 4 2, 9 0 0	略	略			8 4 2 4 3, 4 0 0	略	略
8 5	2 4 3, 5 0 0	略	略			8 5 2 4 3, 9 0 0	略	略
8 6	2 4 4, 2 0 0	略	略			8 6 2 4 4, 5 0 0	略	略
8 7	2 4 4, 9 0 0	略	略			8 7 2 4 5, 1 0 0	略	略
略	略	略	略			略	略	略

附 則(令和 年 月 日条例第 号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

紀の川市消防団条例の一部改正について

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

消防団員の報酬に関して、所要の改正を行うため。

紀の川市消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

別表第1 (第12条関係)		別表第1 (第12条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略	略	略	略
分団長	略	分団長	略
副分団長	年額 <u>43,000</u> 円	副分団長	年額 <u>45,500</u> 円
部長	年額 <u>34,000</u> 円	部長	年額 <u>40,500</u> 円
班長	年額 <u>29,500</u> 円	班長	年額 <u>37,500</u> 円
団員	年額 <u>27,500</u> 円	団員	年額 <u>36,500</u> 円
略	略	略	略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、税率等の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
年 月 条例第

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)			(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)		
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.10</u> を乗じて算定する。				第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.70</u> を乗じて算定する。		
2 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)			2 略	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	
	第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>26,000円</u> とする。			第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>28,000円</u> とする。		
	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)			(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)		
	第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。			第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。		
	(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8			(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8		

改 正 前	改 正 後
<p>号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第2・3条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年から特定月以後8年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第2・3条第1項において同じ。)以外の世帯</p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第2・3条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年から特定月以後8年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第2・3条第1項において同じ。)以外の世帯</p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,250円</u> (3) 特定継続世帯 <u>15,375円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.10</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.40</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p>

改	正	前	改	正	後
(帶別平等割額)	(帶別平等割額)	(帶別平等割額)	(帶別平等割額)	(帶別平等割額)	(帶別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 6,000円

(2) 特定世帯 3,000円

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.00を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

(3) 特定継続世帯 4,875円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、

改 正 前	改 正 後
<p>20万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び力に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等</p>	<p>20万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び力に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する公的年金等控除額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等</p>

	改 正 前	改 正 後
割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,200円</u>	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>19,600円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,350円</u>	
田		
(イ) 特定世帯 <u>7,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,500円</u>	(イ) 特定世帯 <u>7,175円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,763円</u>	
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,600円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,300円</u>	
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,100円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,550円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,275円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,413円</u>	
オ 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,510円</u>	オ 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,000円</u>	
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,290円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u>	
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得	(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得	

改 正 前	改 正 後
金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円）に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円）に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,000円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>14,000円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,000円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,250円</u>
	田
	(イ) 特定世帯 <u>5,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,500円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,000円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,500円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,000円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,250円</u>

	改	正	前	改	正	後
(イ) 特定世帯	<u>1, 500円</u>			(イ) 特定世帯	<u>1, 625円</u>	
(ウ) 特定継続世帯	<u>2, 250円</u>			(ウ) 特定継続世帯	<u>2, 438円</u>	
オ 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する被保険者均等割額 付金課税被保険者） 1人について	<u>4, 650円</u>			オ 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する被保険者均等割額 付金課税被保険者） 1人について	<u>5, 000円</u>	
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について	<u>2, 350円</u>			カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について	<u>2, 500円</u>	
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得 金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属す る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与 所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与 所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を 加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2号に該当する者を除く。）				(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得 金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世带に属す る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与 所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与 所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を 加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2号に該当する者を除く。）		
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について	<u>5, 200円</u>			ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等 割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について	<u>5, 600円</u>	
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>4, 000円</u>			イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>4, 100円</u>	
(イ) 特定世帯	<u>2, 000円</u>			(イ) 特定世帯	<u>2, 050円</u>	
(ウ) 特定継続世帯	<u>3, 000円</u>			(ウ) 特定継続世帯	<u>3, 075円</u>	

	改 正 前	改 正 後
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,600円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,800円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,800円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,300円</u> (イ) 特定世帯 <u>650円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>975円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,860円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,000円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,000円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>940円</u>		カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,000円</u>
	2 国民健康保険税の納付義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する被保険者均等割額）に限った場合には、その減額後の被保険者均等割額）に限り、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	2 国民健康保険税の納付義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する被保険者均等割額）に限った場合には、その減額後の被保険者均等割額）に限り、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

改 正 前		改 正 後	
額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額		額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,900円		ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,200円	
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,500円		イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,000円	
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,400円		ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,200円	
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,000円		エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円	
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額		(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200円		ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円	
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円		イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円	
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200円		ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円	
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円		エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円	

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の公布に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
年 月 条例第 号

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(出産育児一時金)			(出産育児一時金)		
第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるとときは、1万2千円を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。	2	略	第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8千円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるとときは、1万2千円を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。	2	略

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）
(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の紀の川市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第11号

紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

紀の川市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年紀の川市条例第123号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

支給対象者の拡充等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年紀の川市条例第123号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市子ども医療費の支給に関する条例（平成17年紀の川市条例第123号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前		改	正	後
(目的)							
第1条 この条例は、市内に在住する子どもの医療費の一部をその <u>保護者</u> に対し支給を行い、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う <u>保護者</u> の経済的負担の軽減を図り、もつて子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。	第1条 この条例は、市内に在住する子どもの医療費の一部をその <u>保護者等</u> に対し支給を行い、子どもの疾病の早期発見、早期治療の促進及び安心した入院治療を行えるよう、 <u>保護者等</u> の経済的負担の軽減を図り、もつて子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができることを目的とする。	(目的)					
(定義)							
第2条 この条例において「子ども」とは、24歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）及び高等専門学校、同法第124条に規定する修学校その他市長が適当と認める教育施設に在学する者であつて規則で定めるもの。以下「大学生等」という。）をいう。	第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。	第2条 この条例において「子ども」とは、24歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（18歳に達する日の属する年度の末日を経過した者には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）及び高等専門学校、同法第124条に規定する修学校その他市長が適当と認める教育施設に在学する者であつて規則で定めるもの。以下「大学生等」という。）をいう。	2	この条例において「保護者等」とは、次の各号のいずれかに該当	2	この条例において「保護者等」とは、次の各号のいずれかに該当	

する者をいう。	改 正 前	改 正 後
(1) • (2) 略 (新設)		<p>者をいう。</p> <p>(1) • (2) 略</p> <p>(3) 15歳に達する日の属する年度の末日の翌日から18歳に達する日の属する年度の末日までにある者（以下「高校生相当者」という。）又は大学生等であって、自ら生計を維持している者又は当該高校生相当者若しくは大学生等の配偶者</p> <p>(4) 大学生等に対して第1号又は第2号に該当する保護者等が市内の区域内に住所を有しない場合は、当該大学生等</p>
(新設)	3～6 略 (対象者)	<p>3～6 略 (対象者)</p> <p>第3条 この条例による子ども医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）とは、医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であり、かつ、市の区域内に住所を有する子どもの保護者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) ~ (3) 略 (支給額)</p>
		<p>第4条 子ども医療費として支給する額は、対象者が対象の子どもに係る保険給付につき、一部負担金を医療機関に支払った場合における当該支払額とする。_____</p> <p>_____</p>

	改 正 前	改 正 後
(新設)		
2 略 (受給資格の認定)	2 前項の規定にかかる医療費に支払う医療費について、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定による災害共済給付を受けたときは、当該疾病又は負傷に係る医療費の助成は行わない。	2 市長は、前項の規定による申請に基づき認定したときは、当該申請をした者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受けた権利を証する子ども医療費受給者証を交付するものとする。ただし、大学生等の保護者等には医療費受給者証を交付しない。
第5条 略	第5条 略	第5条 略
2 市長は、前項の規定による申請に基づき認定したときは、当該申請をした者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受けた権利を証する子ども医療費受給者証を交付するものとする。――	2 市長は、前項の規定による申請に基づき認定したときは、当該申請をした者に対し、この条例の規定による医療費の支給を受けた権利を証する子ども医療費受給者証を交付するものとする。ただし、大学生等の保護者等には医療費受給者証を交付しない。	2 市長は、前項の規定にかかる医療費として医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。
(医療費の支給方法等)		
第6条 略	第6条 略	第6条 略
2 市長は、前項の規定にかかる医療費として医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。	2 市長は、前項の規定にかかる医療費として医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。	2 市長は、前項の規定にかかる医療費として医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。
3 略	3 略	3 略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の紀の川市子ども医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- (経過措置)
- 3 この条例による改正後の紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

議案第12号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市産婦人科医院誘致選考委員会を設置し、紀の川市胃がん検診運営委員会を廃止するため。

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
別表（第2条関係）						
1 市長の附属機関						
附属機関の名称	略	略	担任する事務	1 市長の附属機関	別表（第2条関係）	
紀の川市乳がん検診精度管理委員会	略	略	担任する事務	附屬機関の名称	1 市長の附属機関	
紀の川市胃がん検診運営委員会	市が実施する胃がん検診についての審議に関する事務	略	略	附屬機関の名称	1 市長の附属機関	
紀の川市いのち支える自殺対策協議会	略	略	略	担任する事務	別表（第2条関係）	
紀の川市産婦人科医院誘致選考委員会	略	略	略	1 市長の附属機関	別表（第2条関係）	
紀の川市廃棄物処理委員会	略	略	略	附屬機関の名称	1 市長の附属機関	
教育委員会	略	略	略	担任する事務	別表（第2条関係）	
2 教育委員会の附属機関						
教育委員会	略	略	略	1 市長の附属機関	別表（第2条関係）	

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
2 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正す
る。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
別表（第1条関係） (単位：円)					
別表（第1条関係） (単位：円)					
区分		報酬の額	区分		報酬の額
略		略	略		略
乳がん検診精度管理委員会委員	略		乳がん検診精度管理委員会委員	略	
胃がん検診運営委員会委員	日額 7,000		いのち支える自殺対策協議会委員	略	
いのち支える自殺対策協議会委員	略		産婦人科医院誘致選考委員会委員	日額 7,000	
環境保全対策審議会委員	略		環境保全対策審議会委員	略	
略			略		

議案第13号

紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部改正について

紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市河北河南水道事業給水条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市河北河南水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(給水装置新設等の承認)			(給水装置新設等の承認)		
第8条 略			第8条 略		

2 前項の規定により申込みがあった場合、市長において必要があると認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

2 前項の規定により申込みがあった場合、市長において必要があると認めたときは、利害関係人の同意書等又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第14号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市文化財保存活用地域計画協議会を設置するため。

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
号
条例第

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
別表（第2条関係）						
1 市長の附属機関			1 市長の附属機関			
表 略			表 略			
2 教育委員会の附属機関						
	附属機関の名称		担任する事務		担任する事務	
略	略		略		略	
紀の川市名手本陣保存整備委員会			紀の川市名手本陣保存整備委員会		略	
紀の川市図書館協議会	略		紀の川市文化財保存活用地域計画協議会	文化財保存活用地域計画の策定及び歴史的・文化財の調査及び審議に關する事務		
略			紀の川市図書館協議会	更についての調査及び審議に關する事務	略	
			略		略	

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
別表 (第1条関係)			別表 (第1条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
区分	区分	報酬の額	区分	報酬の額	報酬の額
略	略	略	略	略	略
名手本陣保存整備委員会委員			名手本陣保存整備委員会委員		
スポーツ賞選考委員会委員	略		文化財保存活用地域計画協議会委員	日額 7,000	
略	略		スポーツ賞選考委員会委員	略	

議案第15号

令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第16号

令和4度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求
める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第17号

令和4年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の
議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第18号

令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度
紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第19号

令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第20号

令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第21号

令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第22号

令和5年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第23号

令和5年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第24号

令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第25号

令和5年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第26号

令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度
紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第27号

令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第28号

令和5年度紀の川市財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度紀の川市財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第29号

令和5年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和5年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第30号

令和5年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和5年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第31号

令和5年度紀の川市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和5年度紀の川市下水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

紀の川市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり廃止するため、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	尾崎線路南線	紀の川市尾崎94番地先	
		紀の川市尾崎108番地先	

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

市道路線の認定により重複する紀の川市道路線を廃止するため。

議案第33号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

認定路線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	尾崎団地2号線	紀の川市尾崎87番9地先	
		紀の川市尾崎92番5地先	
2	尾崎団地3号線	紀の川市尾崎95番8地先	
		紀の川市尾崎100番1地先	
3	尾崎団地4号線	紀の川市尾崎95番5地先	
		紀の川市尾崎95番6地先	
4	尾崎団地5号線	紀の川市尾崎95番6地先	
		紀の川市尾崎95番7地先	
5	尾崎団地6号線	紀の川市尾崎95番20地先	
		紀の川市尾崎95番16地先	
6	粉河66号線	紀の川市粉河472番11地先	
		紀の川市粉河472番9地先	
7	粉河67号線	紀の川市粉河474番5地先	
		紀の川市粉河474番8地先	
8	粉河68号線	紀の川市粉河505番5地先	
		紀の川市粉河505番7地先	
9	市場稻戸団地線	紀の川市桃山町市場343番13地先	
		紀の川市桃山町市場343番10地先	
10	中234号線	紀の川市貴志川町神戸758番8地先	
		紀の川市貴志川町神戸758番10地先	